

資料3（振り返り1：議会機能）

議員定数及び報酬に関する特別委員会 R3.8.10

定数特分科会（全体まとめ）

R3, 9/15～9/17

視点1：議会機能からの視点

【住民代表機能】

《意見集約》

- ①基本条例からも、議会機能の要は議員間討議
 - ・代表機能の表現は行政側との本気の議論
 - ・本会議や委員会は討論広場
- ②議員一人一人が市民の代弁者
 - ・少数意見も含めた多角的・多面的な意見を議論し吟味することが市民意見の反映
 - ・議論は民主主義の最低限の手続きで執行部とは違う議会の重要な役割と機能
 - ・ものを言える層ばかりの声が市民意見ではない。肩書のない方、組織に所属のない方の意見は行政より議会の方が多く拾っている
- ③地域案件だけでなく市政全体を考え、市の方向性にしっかりともの言える機関
 - ・俯瞰での観点必要。地域案件は議員活動。市政全般が議会活動。

《付記意見》

◇議論・討議の質の向上

- ・議員間討議後の意見留保の在り方の検討。部分修正など議会機能の活用
- ・合意形成を目指すためには議論を本質化すべき。議論から賛否を導くことが不十分

◇民主主義の担保と地方自治

- ・中央集権でなく地方分権。国から下達でなく住民が決める原則のなかの議会の役割
- ・多数意見が正しいとは限らない前提で議論を交わすべき
- ・公選された議員が公開の場で議論する大切さが身に沁みない限り議会も議員も不要論

◇住民代表

- ・自分の意見を代弁してくれた実感がないと自治の感覚を市民は持てない。直接市長に届けられない人の声を十分に反映できていない現状の住民代表機能に疑問
- ・市長は有権者の35%得票で市議会は60%の支持。機関としての代表権大きい
- ・議会構成メンバーや世代間の投票率格差から満遍ない意見の吸い上げとは言えない。
- ・若者の興味や希望を集める発信と、意見聴取体制必要
- ・議員は地元のことをやってくれる人という住民多い
- ・地域代表は悪いことではないが、倫理・スキルの勉強で全体代表の機能が整う
- ・集約政策で見失った過疎などの課題のなか、多様な意見の反映が議会の役割
- ・日本一広い自治体の代表としての議会構成はどうあるべきかの議論

【行政監視機能】

《意見集約》

- ①基本理念にある通り、行政を監視し評価する機能は議会の責務
 - ・監視機能は自治法の規定にもある。我々はその使命を背負う
 - ・地方分権一括法以降、市町村の事務量が増大し議会の役割は飛躍的に重くなった

- ②議会と行政の対峙は対決ではない。共によいものを作り上げようとするプロセス
・独善に陥りやすい行政を監視・抑制する機能は重要

《付記意見》

◇責務と役割

- ・市長の提案が全て正しいとは限らず、建設的に別の視点を指摘する立場
- ・市長は有権者の35%得票で市議会は60%の支持。機関の代表権からの監視機能
- ・市長派・反市長派ではなく議員は市民派。是々非々の判断基準を磨くべき
- ・討議回数は県下で実績十分だが、内容が市民に届かず働きが理解されていない
- ・役割増と同時に機能強化が必要。討議の反映は再審査・否決・付帯決議などで表現
- ・否決や修正がないのは議会の厳しいチェックから生半可な議案を出せないパターン

◇行政との関係

- ・当初予算の承認は白紙委任ではない
- ・予算編成権や政策決定権への間接的マネジメントが今後の議会の方向性
- ・基本条例にある論点情報の形成からの問い合わせても行政の拒否反応が大きい
- ・政策形成段階での行政側の情報提供が鍵で、早い段階から議論できる状況を更新
- ・委員会の調査機能の向上が、監視面では委員会・議会運営などで発揮されていない

【政策立案機能】

《意見集約》

- ①条例提出による政策マネジメントはこれから議会に課せられた大きな課題
- ・基本条例に政策立案を目指す条項ある。地方分権が進む中、議員提案の条例立案を
 - ・政策形成サイクルを軸とした委員会中心主義は有効
- ②政策提言の頻度と制度を上げるべき
- ・2年スパンの重要項目調査研究は尊重しつつ、臨機での素早い提案
 - ・政策提言を積極的に行う現行形態は、条例の立案より政策への関与が果たせる

《付記意見》

◇議会体制

- ・委員会単位での意見提言もハードルが高く、スピード感にはテーマの切り分け素早く
- ・条例提案には専門的シンクタンクの必要性ある

◇行政との関係

- ・議員の情報収集と早い段階からの行政の情報提供による議論が重要
- ・議会事務局も減数一方で条例の支援にまで手がまわらない。ここでの充実は極めて大切

【次期以降の議会の在り様・成り手不足】

《意見集約》

- ①基本条例に即した活動をさらに建設的に進めていく意識を持つべき
- ②若者や女性など幅広い人材が、出馬しやすく議員活動しやすい環境や条件の検討
- ・仕事を辞めて出るのは生活面から困難。自由な時間を作れる人でないと出られない

- ・地盤や支援団体、金銭面など立候補はハードル高く、選挙運動の簡略化検討なども
 - ・次期以降の在り様検討は、立候補層の固定化・投票率の下落などの悪影響に直結
- ③次期以降未来永劫、地方政治の民主主義を守る重要な要としての機関能力の担保
- ・多様な視点の反映には多様な代表で構成される形が望ましい
 - ・議場に集う意義を感じられるには、多様な人々の参加による建設的な議論
- ④現議会の意識改革
- ・議会の必要性などの市民理解と市民に期待される機関への変貌
 - ・議会がより活発な活動を約束し、次期以降が実践していく形を示して市民理解
 - ・議員としての喜びややりがいを発信

《付記意見》

- ◇多様な立候補者の確保および議員活動のしやすい環境整備
 - ・議員にも年金制度があれば立候補しやすい。退職金もない
 - ・年金復活で成り手が増えるなら再考もありだが、厚生年金も資源不足
 - ・それまでの生業の犠牲、子どもや家族への対応も後回しなど活動面でのハードル高い
 - ・テレワークやリモートなど議会の環境改善の検討を
 - ・候補者が少ない現状について民意の把握を
- ◇市民・候補者へのアピール面
 - ・現議員が生き生きと活動できていない
 - ・市民意見交換会の参加者固定化など活動は十分に理解されていない
 - ・議会モニター制度は発信の意味でも有効
 - ・市政全体とその将来について描いたり語ったりできる議員像が求められている
 - ・市民意見を基に各議員の考えを執行部側と議論できる議会でないと興味は持たれない
 - ・議会の重要さを市民に理解され、本当の信頼を得る取り組み
 - ・市民との直接的な関りと市民による評価制度の確立
- ◇現議会の意識改革
 - ・議員ではなく議会としてどう市民と接していくのかを議論
 - ・基本条例制定の前後で議員間に議会改革の理解や意欲に格差がある
 - ・経験と勉強の不足はやむなくも、自己研鑽の覚悟は最低限持つべきもの
 - ・議会の大切さを議員自身が自覚し、誇りをもって市民に伝える覚悟
 - ・今の議員がプロ意識や使命感をもって力を蓄えなければならない
 - ・基本条例制定時の思いや読み込みが薄れないよう意識保持
 - ・基本条例に則した活動できないなら条例変更。その市民理解は得られない
- ◇議会改革の推進
 - ・基本条例の改正点など合意事項から早く実践し、改選前の方向性を前進させるべき
 - ・今期は特に認識共有のために時間をかけており、改選前の方向性に向かうのに全体が停滞気味。
もう少し理論や論点のベースを高めるべき
 - ・議会改革度ランクは下がったが、今年1位の西脇市と比較しても遜色ない活動内容
 - ・ＩＣＴの導入が遅れており推進が望まれる

【定数・報酬の削減論について】

《意見集約》

①定数についての考え方

多様な市民意見を基に公開の場で議論し合意を導き出すのが議会の重要な役割。削減ありきではなく、定数と待遇についてのきちんとした考えを議会は示すべき

- ・議会の責務と役割、専門会議が示した4つの視点から論考を進めるべき
- ・委員会運営の専門性・重要性が問われるなか、委員会中心の政策形成サイクル・広大な市域での委員会活動などに何名の議員が必要なのかという議論を先行すべき
- ・広い市域の中、社会の縮図となりうる議論ができる機関成立のための人数は必要

②市民団体の要望についての考え方

議会に届く定数削減論は、議会を理解しているものとは言えない

- ・団体の意見書は議会不要論に通じる。市民への責任を果たす力の次第弱りを懸念
- ・数字など含め根拠がまったく曖昧で、やみくもに市民意見として重用するのは危険
- ・特定の議員への悪評価からの排除理論による減員論は民主主義の冒涜
- ・人口減からの定数減論は一面的で議会機能軽視
- ・行政改革議論を無視はしないが、二元代表制の意味から議会には当てはまらない
- ・地域事情を勘案しない他市との横並び論だけでの定数報酬減論では議論できない
- ・まち協と議会の違いを理解できていない要望
- ・議会がなくても自分たちの意見は通る。多様な議員の存在はその障害になるといった思いを根底に感じる。偏った人たちの偏った意見で左右されてよい問題ではない
- ・根拠ない要望に従って減員したところで要求は続く

③報酬についての考え方

誰もが議会に専念でき、責務をしっかりと果たせる生活環境は整るべき

- ・若者や女性など多様な人が政治家を目指すには生活面を保障できる報酬環境が必要
- ・政治に関わりたいという人たちが、報酬が少なく立候補できない事態は避けるべき

《付記意見》

◇定数についての考え方

- ・3常任委員会、1委員会8名の構成は適正
- ・人口減少、20まち協地域のなかでは定数は削減すべき
- ・議会の本来の役割や機能の発揮にはある程度の人員必要で、定数は増やすべき
- ・減員と機能の不履行とが悪循環となる。議員数減らせばまちはよくなるのか
- ・基本条例をしっかりと履行するのなら減らすべきでないが、できないなら減員
- ・定数減が、若者や女性の出やすい環境になるとは考えられない
- ・定数減の風潮は現実であり、陳情者に対しての議論や説明責任はある
- ・考察においての議会と市民はどちらも当事者で、本当に公平な考え方を示せるのは専門的な知見を持った第三者。その意見は検討に反映すべき
- ・面積要件・地方分権からの地域経営の視点で議論しないと将来に禍根を残す
- ・36名から24名の時のように、もっと本当に真摯な意見交換があるとよい

◇報酬についての考え方

- ・報酬削減はこれまで行っており、増額か最低でも現状維持

- ・成り手問題からも報酬は上げるべきだが、将来の安定論からの増額は困難
 - ・増額は困難と思うが、議員報酬のみで子どもに高等教育を受けさせ、家族4人を養っていくのは厳しい現実は市民にも知ってほしい
 - ・市民の声は減額に傾くのが通例。単に額面だけでなく議員であるが故の支出も大きい
 - ・市民が議会に価値を認めれば報酬増額もよいが、未達成の現状では据え置きが適当
 - ・報酬問題では市民的議論はない。議会の考え方を示し意見聴取を
 - ・調査研究は構わないが、次代の議員報酬を自分たちが決定するのは慎重にすべき
 - ・子育て世代などに別の手当の支給はあってもよい
 - ・近隣議会や職員との比較必要。非常勤の議員に期末手当が必要かも議論
 - ・職員並みの費用弁償や手当、政務活動費の運用などの協議が必要
 - ・費用弁償は何度も議論した。町村議員報酬から飛躍的にアップしたなかでは封印を決めた経緯がある。役人ではなく議員職。アップ分に費用分は含まれている
 - ・議員報酬は、昭和30年代から市長の1／2程度・課長以上部長以下と慣例的に考えられてきた。時代も変わり、特に調査や議論が進んでいる高山市議会はその範疇でない
 - ・報酬は責任とも連動する。もう少し上げてもよい
- ◇新興自動車訴訟問題における引責減俸について
- ・新興問題の1万円減額は戻すべき
 - ・新興裁判問題での減俸は解除してよいがコロナ禍では言い出しにくい
- ◇選挙制度について
- ・選挙のハードルは高く、それに臨む市民を増やすことが定数問題の前提
 - ・小選挙区制はかつての議論でむしろ支所地域の議員が反対された経緯あるが、時代も変わったので今一度検証してもよい
- ◇議会の意識改革
- ・各種団体からの減員意見は個々の議員の資質に対する不満から湧出しているもので、今一度それぞれが自省する必要はある
 - ・議員個々の認識と資質が最終的な結論を大きく左右し、将来にわたる議会機能に影響
 - ・地方議会の政策立案能力の低さや住民の不信が指摘されている